

長野市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、重度障害者等の就労の機会を拡大し、障害者の社会参加の促進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する地域生活支援事業として行う雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（以下「重度障害者等就労支援特別事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度障害者等 法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護のいずれかについて、本市による法第19条第1項に規定する支給決定を受けている者をいう。

(2) 指定事業者 次のいずれかに該当する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるものをいう。

ア 法第36条第1項の規定により法第5条第3項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者

イ 法第36条第1項の規定により法第5条第4項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者

ウ 法第36条第1項の規定により法第5条第4項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者

エ 法第51条の20第1項の規定により法第5条第18項に規定する特定相談支援に係る指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けている者

(3) 重度障害者等就労支援 次のア及びイに掲げる支援をいう。

ア 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項の規定による助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）が重度障害者等を雇用するに当たり、同項第4号又は第5号に規定する助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用の継続に支障が残る場合に必要な喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守りその他雇用の継続に必要な支援及び雇用後4か月目以後の通勤における支援等

イ 重度障害者等が第3第2号の自営業者等として働く場合に必要となる通勤及び職場等における支援

(4) 支援計画書 重度障害者等の通勤及び職場等における支援について、支援の対象となる範囲を明確にするため、民間企業が重度障害者等及び指定事業者と連携して作成する計画書をいう。

(5) 支援計画書作成支援 重度障害者等又は民間企業が希望する場合に、当該重度障害者等と契約を締結している指定特定相談支援事業者が、当該重度障害者等及

び民間企業の意向を確認し、支援計画書を作成することをいう。

- (6) 重度障害者等就労支援特別事業費 重度障害者等就労支援に係る費用（以下「重度障害者等就労支援費」という。）及び支援計画書作成支援に係る費用（以下「支援計画書作成支援費」という。）をいう。

（対象者）

第3 重度障害者等就労支援特別事業の対象者は、重度障害者等であって、本市内に居住地を有し、かつ、次のいずれかに該当するもの（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定の労働時間が10時間以上のもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6の10第1号に規定する就労継続支援A型の事業を実施する事業所の利用者を除く。）。ただし、1週間の所定の労働時間が10時間未満の場合であっても、当該年度末までに雇用する当該民間企業が1週間の所定の労働時間を10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書により明らかになっており、かつ、市長が必要と認める場合は、対象者とすることができる。

- (2) 自営業者等（前号に規定する対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等がされる者その他これに準ずる者以外のものをいう。）であって、当該自営業等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれるものと市長が認めるもの

（事業の実施）

第4 重度障害者等就労支援特別事業は、指定事業者が実施する。

（事業の内容）

第5 指定事業者は、重度障害者等に重度障害者等就労支援の提供がなければ、就労の継続が困難であると市長が認めるときに、重度障害者等就労支援を行うものとする。

2 対象者に係る重度障害者等就労支援の対象となる具体的な範囲は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める支援とする。

- (1) 第3第1号に規定する対象者 通勤、職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示 523号。以下「報酬告示」という。）別表の第2の1イに規定する通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出に該当し、同表の第2の1に規定する重度訪問介護サービス費の支給対象とならないものをいう。）であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分及び時間

- (2) 第3第2号に規定する対象者 通勤、職場等における支援の部分及び時間

3 重度障害者等就労支援特別事業の提供は、重度障害者等からの重度障害者等就労支援特別事業の利用の申出を受け、それを承諾した指定事業者が行うものとする。

- 4 指定事業者は、重度障害者等就労支援特別事業を実施する前に、重度障害者等と重度障害者等就労支援の提供に係る契約を締結するものとする。
- 5 指定事業者は、重度障害者等就労支援特別事業を提供するときは、当該重度障害者等の障害の特性に応じ適切な配慮を行うとともに、当該重度障害者等が安全に就労できるよう、必要な介護等を行うものとする。
- 6 指定事業者は、重度障害者等就労支援特別事業の実施中に事故等が発生した場合は、現場において適切な処置が行えるよう、あらかじめ当該重度障害者等の身体状況、かかりつけ医療機関、緊急時の連絡先等を事前に聴取する等必要な対策を講ずるものとする。
- 7 1日当たりの重度障害者等就労支援特別事業の提供に係る時間は、8時間以内を基本とする。ただし、8時間を超える申込みがあったときは、指定事業者において、従業員の勤務状況等を考慮し、安全かつ確実に重度障害者等就労支援が提供できる場合に限り、市長は提供に係る時間の変更を認めることがある。

(重度障害者等就労支援特別事業費の支給申請)

第6 重度障害者等就労支援特別事業費の支給を受けようとする重度障害者等は、長野市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費支給申請書（以下「申請書」という。）に支援計画書を添付して、市長に提出するものとする。ただし、第3第2号に規定する対象者のうち、障害福祉サービス等利用計画書等により申請者の障害福祉サービスの利用状況等が確認できるものについては、支援計画書の添付を省略することができる。

(重度障害者等就労支援特別事業費の支給決定)

- 第7 市長は、第6の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、重度障害者等就労支援特別事業費の支給の可否の決定を行うものとする。
- 2 前項の場合において、同時に指定事業者に係る2人の従業員が1人の重度障害者等に対して支援を行うときは、報酬告示別表第1の1注10に規定する要件に準ずる場合として市長が特に認めるときに限り、重度障害者等就労支援特別事業費の支給の決定を行うものとする。
 - 3 市長は、当該重度障害者等が重度障害者等就労支援特別事業を1月当たりにおいて利用できる限度時間（以下「利用限度時間」という。）を当該重度障害者等の状況に応じて審査し、決定するものとする。
 - 4 市長は、前項の規定により重度障害者等就労支援特別事業費の支給の決定（以下この第7から第10において「支給決定」という。）を行ったときは、当該重度障害者等に長野市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。
 - 5 指定事業者は、第5第4項の規定による契約を締結したときは、受給者証に指定事業者の名称、利用限度時間等を記入するものとする。
 - 6 重度障害者等就労支援特別事業の提供を受けようとする重度障害者等は、指定事業者に受給者証を提示して、当該提供を受けるものとする。
 - 7 重度障害者等は、利用限度時間を超えて重度障害者等就労支援特別事業を利用することはできないものとする。

(重度障害者等就労支援特別事業費の支給決定の変更又は廃止)

第8 重度障害者等は、現に受けている支給決定に係る重度障害者等就労支援特別事業の利用限度時間その他の支給決定の内容の変更又は廃止をしようとするときは、長野市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費支給決定変更等申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請又は職権により、当該重度障害者等につき、支給決定の内容についてその変更の必要があると認めるときは、支給決定の変更に係る決定を行うことができる。この場合において、市長は、当該重度障害者等に対し、当該変更後の受給者証又は通知書により当該変更の内容を通知するものとする。

(重度障害者等就労支援特別事業費の支給決定の取消し)

第9 市長は、支給決定を受けた重度障害者等が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定を取り消すものとする。

(1) 重度障害者等就労支援の支給を受ける必要がないと市長が認めるとき。

(2) 支給決定の有効期間内に、市外にその居住地を有するに至ったとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合は、当該重度障害者等に対し、受給者証の返還を求めるものとする。

(重度障害者等就労支援特別事業費に係る費用負担等)

第10 市長は、当該重度障害者等が支給決定の有効期間内において、指定事業者から重度障害者等就労支援特別事業の提供を受けたときは、当該重度障害者等に対し、重度障害者等就労支援特別事業費を支給する。

2 重度障害者等就労支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 別表に定める支援提供時間に応じた障害福祉サービスのサービス費の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

(2) 次のア又はイに掲げる重度障害者等の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア イに掲げる者以外の重度障害者等 前号の額の100分の10に相当する額

イ 次のいずれかに該当する重度障害者等 零

(ア) 重度障害者等及びその配偶者が重度障害者等就労支援特別事業の利用のあった月の属する年度(重度障害者等就労支援特別事業の利用のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)を課されない重度障害者等(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)

(イ) 重度障害者等及び当該重度障害者等と同一の世帯に属する者が重度障害者等就労支援特別事業の利用のあった月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)又は要保護者(同条第2項に規定する要保護者をいう。)である重度障害者等

- 3 支援計画書作成支援費の額は、別表に定める額とする。
- 4 前2項の規定による重度障害者等就労支援特別事業費は、市長が指定事業者に直接支払うものとする。
- 5 前項の規定による支払があったときは、当該重度障害者等に対し重度障害者等就労支援特別事業費の支給があったものとみなす。
- 6 第2項第2号アに規定する額（以下「利用者負担額」という。）は、指定事業者が当該重度障害者等に請求し、当該重度障害者等が当該指定事業者を支払うものとする。
- 7 指定事業者は、当該重度障害者等から利用者負担額のほか、交通費（公共交通機関を利用した移動に要する実費であって、市長が適当と認めるものをいう。）を徴収することができる。

（重度障害者等就労支援特別事業費の請求）

第11 指定事業者は、重度障害者等就労支援特別事業費を請求するときは、長野市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費請求書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、重度障害者等就労支援特別事業の内容が支援計画書作成支援であるときは、第2号の書類の添付を要しないものとする。

- (1) 長野市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業費請求明細書
- (2) 長野市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票

（文書の様式）

第12 この要綱に規定する申請書その他の書類の様式は、市長が別に定める。

（補則）

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第10関係）

| | 重度障害者等が支給決定を受けている障害福祉サービス名 | 単位数 |
|--|--|----------------------------------|
| 重度障害者等就労支援費 | 重度訪問介護 | 報酬告示別表第2の1のイに規定する重度訪問介護サービス費の単位数 |
| | 同行援護 | 報酬告示別表第3の1に規定する同行援護サービス費の単位数 |
| | 行動援護 | 報酬告示別表第4の1に規定する行動援護サービス費の単位数 |
| 注 重度障害者等が複数の障害福祉サービスの支給決定を受けている場合は、単位数の大きい障害福祉サービスを優先する。 | | |
| 支援計画書作成支援費 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）別表の1のイ第1号に規定するサービス利用支援費（I）の単位数に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） | |